

地方独立行政法人静岡県立病院機構の  
業務実績に関する評価について  
(評価の実施体制・方法等の説明)

令和2年2月

静岡県

# 目 次

## I. 県立病院機構のなりたちと運営

- I-1 地方独立行政法人静岡県立病院機構について . . . . . 1
- I-2 静岡県立病院機構の運営 . . . . . 1

## II. 県立病院機構の評価

- II-1 評価の位置づけ . . . . . 2
- II-2 評価のサイクル . . . . . 2
- II-3 評価の目的 . . . . . 2
- II-4 評価を行う上での基本的な考え方 . . . . . 2
- II-5 評価の着眼点 . . . . . 3
- II-6 評価方法 . . . . . 3
- II-7 評価の実施主体 . . . . . 4

(別紙)

- 静岡県立病院機構評価委員会 委員名簿 . . . . . 5

# 地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務実績に関する評価について

## I. 県立病院機構のなりたちと運営

### I-1 地方独立行政法人静岡県立病院機構について

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）は、平成 21 年 4 月に県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院の県立 3 病院の業務を承継して発足した。

県立総合病院は県内医療機関の中核病院として各疾病の総合的な医療をはじめ、高度・専門医療や救急・急性期医療を提供し、地域の医療機関との連携強化や役割分担を図っている。

県立こころの医療センターは県内精神医療の中核病院として救急・急性期医療や在宅医療支援を実施しており、また、県内唯一の医療観察法指定入院医療機関である。

県立こども病院は県内小児医療の中核病院として、一般の医療機関では診断・治療の困難な小児患者を県内全域から受け入れ、高度かつ先進的な医療を提供している。

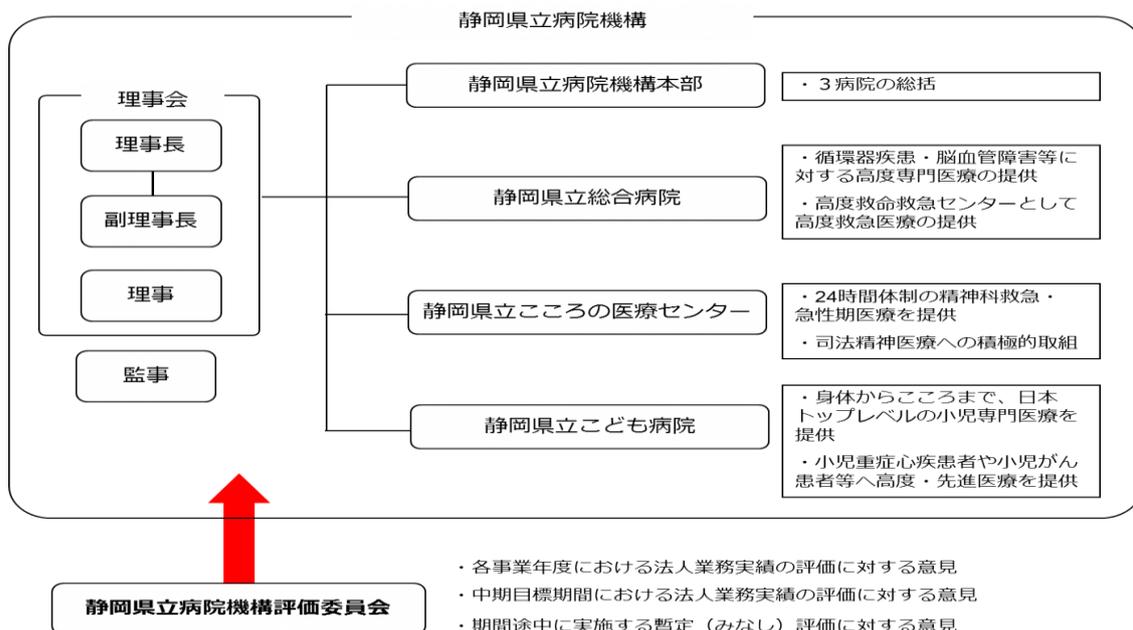
<機構の概要>

区分	地方独立行政法人 静岡県立病院機構		
病院名	静岡県立総合病院	静岡県立こころの医療センター	静岡県立こども病院
所在地	静岡市葵区北安東 4-27-1	静岡市葵区与一 4-1-1	静岡市葵区漆山 860
開設日	昭和 58 年 2 月 1 日	昭和 31 年 11 月 1 日	昭和 52 年 4 月 1 日

### I-2 静岡県立病院機構の運営

機構は、県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院の 3 病院を一つの法人として運営している。総合病院内に 3 病院を統括する法人本部を置き、毎月の理事会や運営会議を通じて、役員や幹部職員が経営状況を把握するとともに、状況変化に応じた予算措置や組織改正等を行っており、法人化の利点を生かした臨機応変な組織運営が行われている。

機構は、地方独立行政法人法（以下「地独法」という。）第 41 条第 4 項の規定により、設立団体である県からの貸付金を財源として、必要な施設整備・医療機器整備を行っている。また、県は、同法 85 条の規定により機構が行う政策医療・不採算医療に関して運営費負担金を交付している。



## II. 県立病院機構の評価

### II-1 評価の位置づけ

地独法第 25、26 条の規定により、設立団体である県は中期目標期間（5 年間）における目標（中期目標）を定め、機構は中期目標に基づき中期計画及び各事業年度の計画を立て各種取組を実施することになっている。

機構は地独法に基づき県が設立した法人であることから、設立団体の長（知事）は、機構の業務実績を定期的に評価し、その評価結果を機構の運営の改善に反映させることで PDCA サイクルを機能させるとともに、県民に対して公表する責任を負っている。そのための具体的な方法として、毎事業年度の業務実績（またはその見込み）に関する評価（年度評価）を実施するとともに、中期目標の達成状況（またはその見込み）に関する評価（中期目標期間評価）を実施することになっている。公平性・客観性を担保するため、本県では、年度評価、中期目標期間評価ともに、県が実施した評価について静岡県立病院機構評価委員会の意見を聴くことにしている。

※従来、評価の実施主体は評価委員会であったが、地独法の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）により、平成 30 年度から業績評価の主体が評価委員から設立団体の長に変更となった。

### II-2 評価のサイクル

法人設立当初から、年度評価として、事業期間の途中時点（2 月頃）の暫定評価、事業期間終了後（翌年度 8 月頃）に本評価を実施し、中期目標期間評価においても同様に、中期目標期間の第 4 事業年度目の暫定評価、中期目標期間終了後（翌年度 8 月頃）に本評価を実施してきた。なお、地独法の改正により、中期目標期間の最終年度にみなし評価の実施が追加された。

<各中期目標期間の評価サイクル>

計画		第 2 期中期計画					第 3 期中期計画				
年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年度 評価	暫定評価	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	本評価 (対象年度)	● (H25)	● (H26)	● (H27)	● (H28)	● (H29)	● (H30)	● (R1)	● (R2)	● (R3)	● (R4)
中期 目標 期間 評価	暫定評価 (みなし評価)				● 暫定 評価	● みなし 評価			● 暫定 評価		● みなし 評価
	本評価 (対象期間)	● (第 1 期)					● (第 2 期)				

(補足) 地方独立行政法人法に基づき、年度評価及びみなし評価並びに中期目標期間評価を行ったときは、機構に対し結果を通知し、公表するとともに議会に報告することとされている。本県では毎年 8 月頃に評価委員会を開催しており、終了後、9 月議会に報告する。

### II-3 評価の目的

設立団体の長（知事）が行う評価は、機構の業務運営の改善を促し、もって機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的とする。

### II-4 評価を行う上での基本的な考え方

評価に際しては、以下の観点に基づき検討をおこなう。

- (1) 高度又は特殊な医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上や県民の健康の確保及び増進に寄与していること。
- (2) 医療の提供等機構の行う業務が効果的かつ効率的に実施されていること。
- (3) 地独法制度における基本理念としての「公共性」や「透明性」が確保されていること。また、業務運営における「自主性」が十分発揮されていること。
- (4) 県が指示した「方針書」である中期目標に沿って業務が実施されていること。

## II-5 評価の着眼点

年度評価及びみなし評価並びに中期目標期間評価は、業務運営の改善等を目的とすることはもとより、評価を通じて次の各点に資することをねらいとする。

- (1) 機構（県立病院）に対する県民の信頼を高めること
- (2) 機構職員のモチベーションを高めること
- (3) 機構運営に必要な支援を県が理解すること

## II-6 評価方法

### (1) 年度評価

#### ① 暫定評価

年度評価の暫定評価は、次年度計画に反映させるため、事業年度途中（2～3月頃）に行う。

この際、機構から提出された暫定的な業務実績報告書を基に、項目別業務実績の各項目について当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、次事業年度の機構の業務運営に反映させるものとする。

#### ② 本評価

年度評価の本評価は、事業年度終了後に行う。

この際、機構から提出された業務実績報告書を基に、項目別業務実績の各項目について当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

### (2) 中期目標期間評価

#### ① 暫定評価

暫定評価は、次期中期目標及び中期計画の策定にあたり、次期の方向性を見据えるとともに、機構の業務運営の迅速な改善を図ることを目的として、当該中期目標期間の中間年度に行う。

この際、機構から提出された業務実績報告書（暫定版）を基に、項目別業務実績の各項目について、当該中期目標の中間時点での中期目標の達成状況の調査及び分析をし、次事業年度以降の機構の業務運営に反映させるものとする。

#### ② みなし評価

みなし評価は、次期中期目標及び中期計画にその結果を反映させ、次期の方向性を定めるとともに、機構の業務運営の迅速な改善を図ることを目的として、当該中期目標期間の最終年度に行う。

この際、機構から提出された業務実績報告書（暫定版）を基に、項目別業務実績の各項目について、当該中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

また、このみなし評価において、法第30条の「中期目標の期間の終了時の検討」を併せて行うこととする。

#### ③ 本評価

中期目標期間評価の本評価は、当該中期目標期間の終了後に行う。

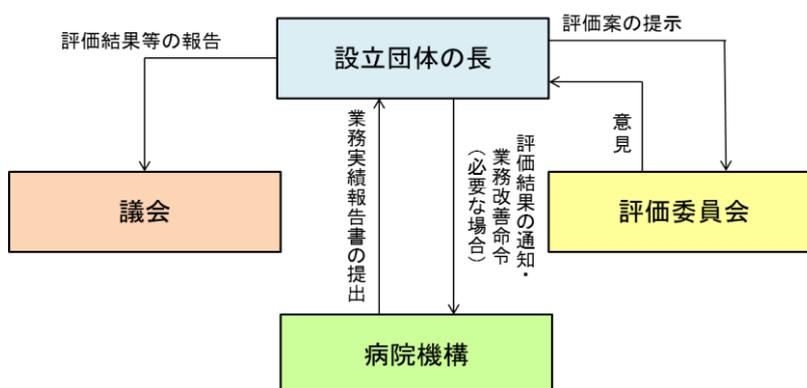
この際、機構から提出された業務実績報告書を基に、項目別業務実績の各項目について当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

## II-7 評価の実施主体

### (1) 設立団体の長（知事）

地独法の改正により、平成 30 年度から業績評価の主体が評価委員会から設立団体の長に変更された。

これにより、目標設定者である県が評価を行うことで、法人の目標と評価の最終的な責任の所在が明らかとなり、中期目標を基礎とした PDCA サイクルがより実効的なものとなる。



### (2) 静岡県立病院機構評価委員会

本県では、評価に係る基本方針及び各評価要領に規定することにより、引き続き、静岡県立病院機構評価委員会に対し、設立団体の長が作成した評価に対する意見を聴くこととしている。

#### ① 概要

区分	内容
名称	地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会
設置根拠	・地方独立行政法人法第 11 条第 1 項 ・地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例
位置づけ	設立団体の長の附属機関
要件	医療又は経営に関し学識経験のある者から、知事が任命(条例第 3 条第 2 項)
人数	5 人以内(同条第 1 項) ※必要に応じて臨時委員の設置可(同条第 3 項、4 項)
員任期	2 年(条例第 4 条第 1 項) 再任可(同条第 2 項)

#### ② 主な業務

項目	内容
知事が行う業務実績評価に対する意見	①各事業年度における法人業務実績の評価(条例第 3 条第 2 号) ②中期目標期間終了時に見込まれる法人業務実績の評価(法第 28 条第 4 項) ②中期目標期間における法人業務実績の評価(条例第 3 条第 2 号) ※次期年度計画・中期目標に反映させるため期間途中で暫定評価を実施(県独自)
知事が認可等を行う際の意見	・中期目標を策定・変更する際の意見(法第 25 条第 3 項) ・中期計画を認可・変更認可する際の意見(条例第 3 条第 1 号) ・中期目標期間終了時に法人の必要性、組織、業務全般にわたる検討を行う際の意見(法第 30 条第 2 項) 等
知事への意見申出	・法人役員の報酬等の支給基準に関する意見の申出(法第 49 条第 2 項)

別紙 静岡県立病院機構評価委員会 委員名簿

<任期 令和元年9月19日から令和3年9月18日まで>

区 分	氏 名	所属団体名・役職名
委 員	山岡 義生	京都大学名誉教授・男山病院名誉院長
委 員	田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部教授
委 員	徳永 宏司	一般社団法人静岡県医師会副会長
委 員	松岡 慶子	株式会社松岡カッター製作所専務取締役
委 員	山田 夏子	公認会計士